

★ 職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）（人事課）

一 改正の要旨

児童手当法の改正に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年七月五日